

鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)(案)の概要について(1)

広域避難計画の作成意義

- ① 計画をあらかじめ作成しておくことにより、迅速な対応が可能となる。
※仮定条件を設定し、その条件に基づき計画を作成
- ② 万が一、事故が発生した際は、その時の状況に応じて計画を変更し必要な対応を行う。
 - ・平時に事前準備が出来る・・・ゼロから対応しなくて済む
 - ・事故発生時に、ゼロから計画を作成する必要がない。
 - ・必要な資機材等をあらかじめ準備することができる。
 - ・関係機関がどう対応すべきか(役割分担)等の情報が共有されていることによりスムーズな対応・実施。

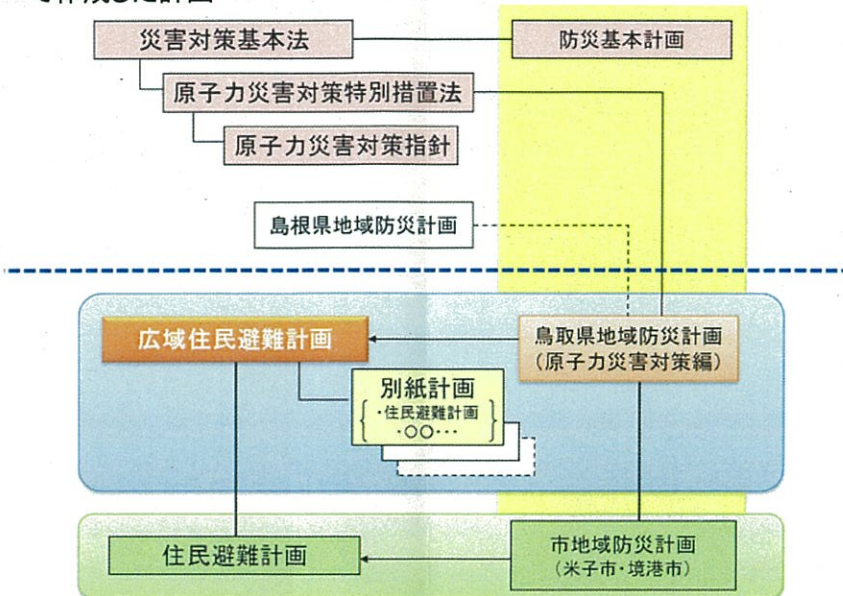
→ **迅速な対応が可能となる。**

原子力災害の特徴

- ① 原子力災害が発生した場合には、**被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難**となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要
- ② 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに**五感で感じることができない**ため、被害の程度を自分で判断できない。
- ③ 平時から放射線についての**基本的な知識と理解が必要**
 - ・放射能の強さは、時間とともに自然に弱くなる。
 - ・一度にたくさんの放射線を受けると、身体に影響があらわれる。身体の中には、影響を受けやすい部分と受けにくい部分がある。
- ④ 原子力に関する**専門的知識を有する**機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要
 - ・原子力合同対策協議会(オフサイトセンターに設置)で情報共有や相互協力を行う。
 - ・必要に応じて専門家の派遣を要請。
- ⑤ 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、**事故発生時から継続的に健康管理等を実施**することが重要
- ⑥ 被ばくによるリスクを低減するため、一貫して避難等の防護措置を実施することが重要

鳥取県広域住民避難計画の位置づけ

- ・地域防災計画に基づいて、原子力災害における住民避難の要領をまとめたもの
- ・どのような事態に対応しなければならないかという事態に焦点を当てて作成した計画



避難計画作成にあたっての想定条件等

- ① 特定の不測事態を想定せずに、島根原子力発電所において何らかの事故が起き、UPZ(30km圏内)内の住民避難が必要となったことを想定
- ② 鳥取県内の国道431号は、津波の影響により当初使用の可否が確認できないものとする。→ 使用が確認できれば、使用を行う。

(注)上記は、あくまでも計画を作成するために設定した仮定条件であり、**事故が起きた場合は、実際に避難等が必要である全ての地域を対象として避難等の防護措置を実施**します。

<計画にあたり特に重視した点>

- ・住民への情報伝達
- ・迅速な防護措置(避難、屋内退避等)の実施
- ・段階的避難の実施
- ・災害時要援護者の避難

<想定避難者数> 約7.3万人(境港市、米子市)

(上記に観光客や通勤、通学者は含んでいませんが、これらの方についても避難等の防護措置を行います。)

避難元	避難者数	鳥取県内避難先
境港市	約3.6万人	鳥取市、岩美町、八頭町
米子市の一部	約3.7万人	鳥取市、倉吉市、東伯郡

※不測の事態に備えるため、これ以外に1.5万人分の避難予備を確保

防災対策を重点的に充実すべき地域

○予防的防護措置を準備する区域

(PAZ: Precautionary Action Zone): 概ね5 km

急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域

○緊急防護措置を準備する区域

(UPZ: Urgent Protective action Planning Zone): 概ね30 km

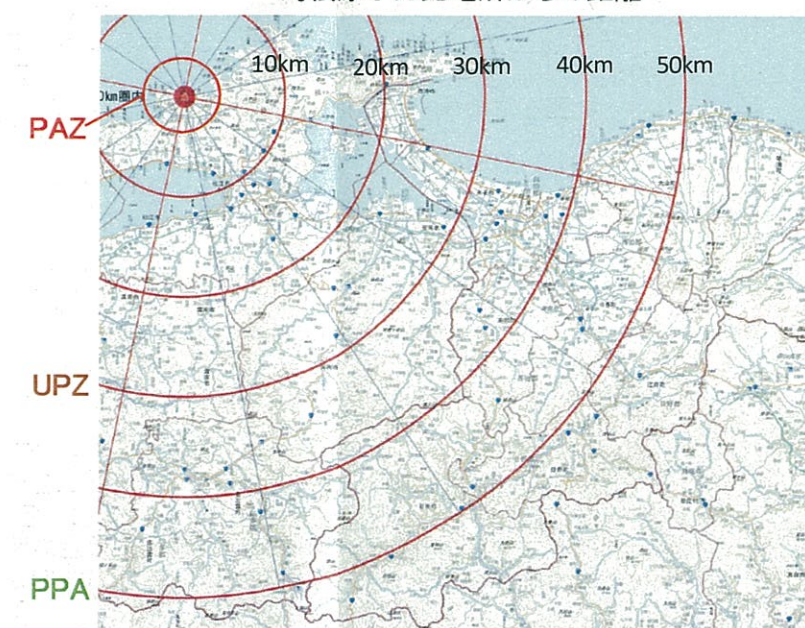
国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル(OIL)、緊急時活動レベル(EAL)等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。

○プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

(PPA: Plume Protection Planning Area): 概ね50 km(参考値)

放射性物質を含んだプルーム(気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団)による被ばくの影響を避けるため、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など状況に応じて追加の防護措置を実施する地域。
※ 具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方は、国で検討される予定

島根原子力発電所からの距離

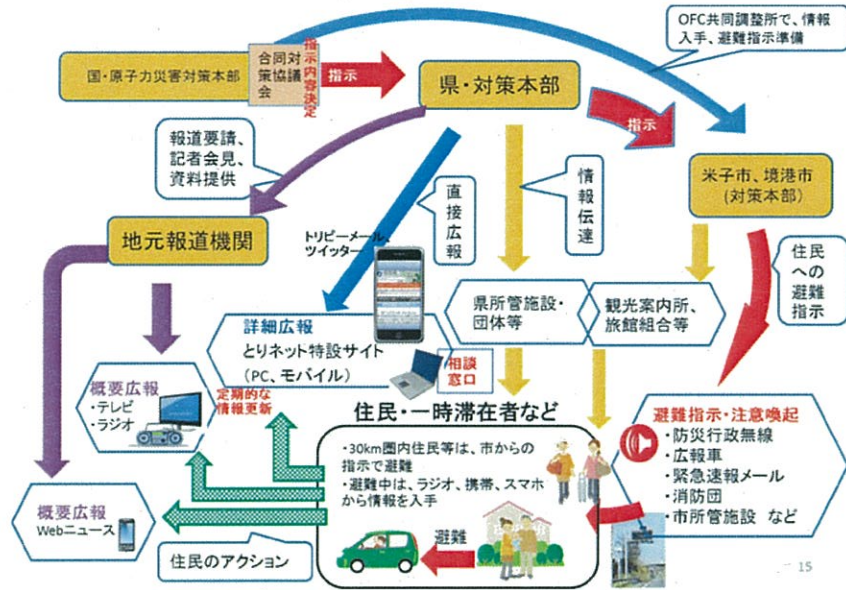


鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)(案)の概要について(2)

避難指示から避難までの主な取組

住民への情報伝達

- 多様な手段による情報の伝達
- 県と市の役割分担による効果的な実施
- ※災害時要援護者についても配慮



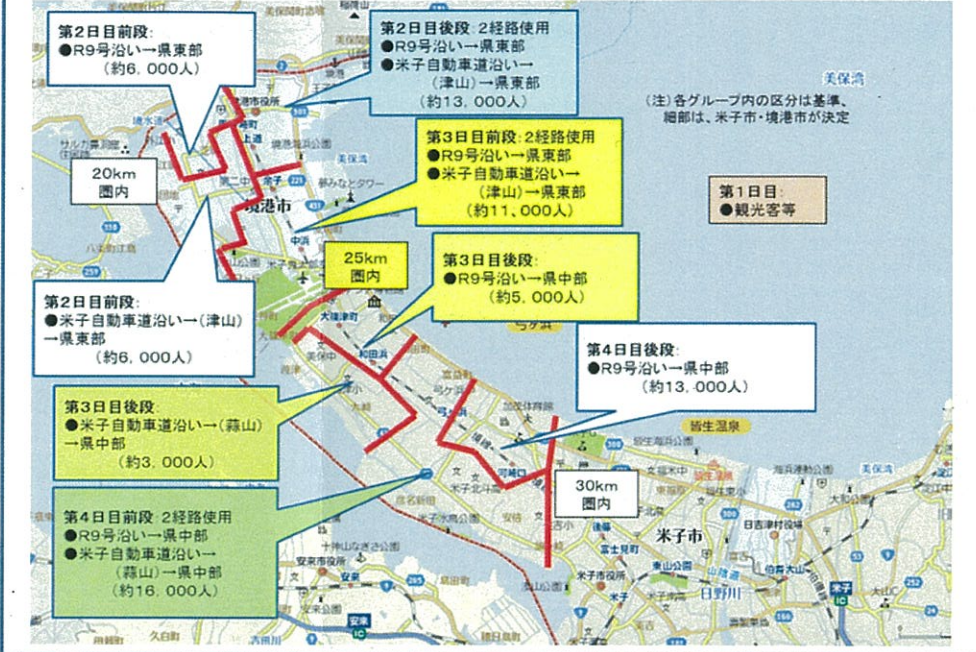
避難経路の確保

- 道路管理者、警察と一体となった道路の確保
- 道路状況(特に国道431号)の早期把握



段階的避難の実施

発電所に近い地域から段階的に順次避難
※ さらに今後検討



スクリーニングの実施

- 避難者全員を対象とし、避難経路上でスクリーニングを実施
- スクリーニング会場では、避難者を総合的に支援(食糧、水、トイレ、情報等)



児童生徒等の避難

- 児童、生徒については、健康影響を考慮し、優先避難を実施

- 学校等による避難
避難指示が出された場合、その指示に従い、保育所や学校等の園児、児童、生徒及び学生等は、全員をUPZ外に避難を行う。

- いざという時の避難に備え、応急教育を行う。

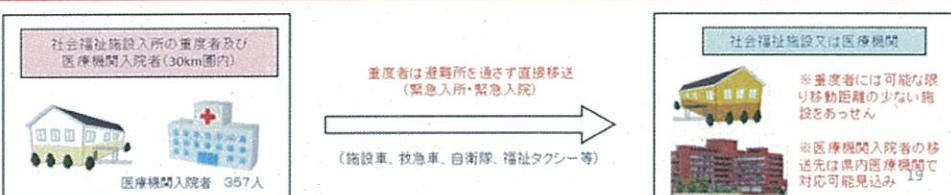
災害時要援護者の避難

- 優先避難の実施に向け、早期に避難準備を行う。
- 避難より屋内退避を優先することが必要な場合は、遮へい効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋に屋内退避を行う。



引き続き市町村及び社会福祉施設等との調整が必要

(調整事項) 避難施設と広域福祉避難所のマッチング、入所施設等での避難計画策定促進、要援護者の特性に応じた避難先の確保、移送車両の確保、医療・介護スタッフ等の確保等



課題

- 今後、改定される原子力災害対策指針等に基づく計画の見直し
- PDCAサイクルによる計画の実行性の確保

- 最適な避難方法
 - 被ばくリスク予測と避難時間推計シミュレーションによる避難方法のベストミックス
 - 避難手段の最適化(自家用車、公共交通機関等)
※船、飛行機について今後検討
- 避難の基準
 - 避難が必要とすべき線量基準
 - 避難を行うための緊急事態の区分(EAL・OILによる避難)
- 緊急時モニタリング
モニタリング結果に基づく避難(計測可能な指標に基づく避難)
- 緊急被ばく医療
スクリーニングの方法
安定ヨウ素剤の投与
- PPA(概ね50km圏)における防護措置